

## コンビニ交付サービス Q&A

### 1. コンビニ交付の概要について

Q1 コンビニ交付とは、どのようなサービスですか？

A1 マイナンバー（個人番号）カードを利用して、巨理町が発行する住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本、戸籍附票謄（抄）本、課税（所得）証明書（最新年度）が、全国のコンビニエンスストアの多機能端末機（キオスク端末）から取得できるサービスです。

Q2 コンビニ交付を利用できるコンビニと利用可能な時間は？

A2 多機能端末機（キオスク端末）が設置された全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップで利用できます。利用可能時間は午前6時30分から午後11時までです。ただし、12月29日から1月3日までの年末年始とメンテナンス日（不定期）は利用できません。

※メンテナンス日は、町ホームページおよび広報誌でお知らせします。

【参考】巨理町のコンビニ数：16店舗

Q3 コンビニ交付を利用するには、何が必要ですか？

A3 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバー（個人番号）カードと4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書用）および手数料が必要になります。

※手数料は、町民生活課や各地区交流センター等の窓口で取得する場合と同額です。

Q4 コンビニでは、どのような手続きが必要ですか？

A4 手続きは不要です。ご自身でコンビニの多機能端末機（キオスク端末）を操作し、必要な証明書等を取得します。最初に多機能端末機（キオスク端末）の『行政サービス』を選択し、所定の場所にマイナンバー（個人番号）カードを置いて4桁の暗証番号を入力します。その後は、画面の指示に従って操作を行うだけです。

Q5 暗証番号（利用者証明用電子証明書用）を間違えたら、どうなりますか？

A5 間違った番号を3回続けて入力すると、マイナンバー（個人番号）カードにロックがかかります。ロック状態を解除するには、町民生活課の窓口において手続きが必要になりますので、ご本人自身がマイナンバー（個人番号）カードと運転免許証などの本人確認ができる資料を持参し、手続きを行ってください。

Q6 暗証番号（利用者証明用電子証明書用）を忘れてしまったら、どうしたらいいですか？

A6 町民生活課窓口で再設定することができますので、ご本人自身がマイナンバー（個人番号）カードと運転免許証など本人確認ができるものを持参し、手続きを行ってください。

Q7 転入前の市町村でマイナンバー（個人番号）カードを受け取りましたが、巨理町に転入届を出した日からコンビニ交付を受けることができますか？

A7 転入の手続きをし、マイナンバー（個人番号）カードの継続利用申請をされた方は、原則翌日から利用できるようになります。

## 2. 各種証明書等について

### (1) 住民票の写しについて

Q8 コンビニ交付で取得できる住民票の写しはどんな種類ですか？

A8 コンビニ交付で取得できるものは、マイナンバー（個人番号）カードの持ち主の『本人のみ』、『世帯全員』、『世帯の一部』の住民票の写しです。転出者および死亡者の除票の写し、住民票記載事項証明書等は取得できません。

Q9 住民票コード、マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しはコンビニ交付で取得できますか？

A9 コンビニ交付では取得できません。町民生活課や各地区交流センター等の窓口か郵送にてご請求ください。

Q10 同居しているが、住民登録上世帯を分けている者の住民票の写しはコンビニ交付で取得できますか？

A10 住民登録上世帯分離をしている場合、同居していても別世帯の方の住民票の写しは取得できません。

### (2) 印鑑登録証明書について

Q11 コンビニ交付で取得できる印鑑登録証明書は誰のものですか？

A11 コンビニ交付で取得できるのは、マイナンバー（個人番号）カードの持ち主本人の分です。同一世帯の方でも本人以外の印鑑登録証明書は取得できません。

Q12 コンビニ交付で印鑑登録証明書を取得する際に印鑑登録証は必要ですか？

A12 必要ありません。4桁の暗証番号を設定したマイナンバー（個人番号）カードがあれば、本人の印鑑登録証明書は取得できます。

※窓口で取得する際は、従来通り印鑑登録証が必要です。

### (3) 税証明書について

Q13 コンビニ交付で取得できる税証明書はどんな種類ですか？

A13 コンビニ交付で取得できるものは、マイナンバー（個人番号）カードの持ち主本人の課税（所得）証明書（最新年度分）です。

※マイナンバー（個人番号）カード持ち主本人以外の課税（所得）証明書は取得できません。

Q14 コンビニ交付で課税（所得）証明書が取得できませんでした。なぜですか？

A14 課税が亘理町でない、または未申告等の理由により税情報がないことが考えられます。課税（所得）証明書は、原則として発行年度の1月1日現在に住所のあった市町村で発行することになります。

※詳しくは、税務課課税班までお問い合わせください。

Q15 亘理町から転出しましたが、課税（所得）証明書は前住所地で取得といわれました。

コンビニ交付で取得できますか？

A15 できません。お手数ですが、町民生活課や各地区交流センター、図書館の窓口か郵送にてご請求ください。郵便でのご請求の場合は、税務課課税班までお問い合わせください。

#### (4) 戸籍証明書について

Q16 コンビニ交付で取得できる戸籍証明書はどんな種類ですか？

A16 コンビニ交付で取得できるものは、マイナンバー（個人番号）カードの持ち主本人が現在在籍する戸籍謄本（全部事項証明書）、抄本、戸籍附票謄本・抄本です。戸籍の除籍・改製原戸籍、身分証明書は取得できませんので、これらの証明書等は町民生活課や各地区交流センターの窓口か郵送にてご請求ください。

Q17 住所は町外ですが本籍は巨理町です。コンビニ交付で巨理町の戸籍証明書は取得できますか？

A17 町外に住所を有する方は、事前に利用登録申請が必要になりますので、詳しくは町民生活課へお問い合わせください。

Q18 住所は巨理町ですが本籍は町外です。コンビニ交付で本籍地の戸籍証明書は取得できますか？

A18 市町村によって対応が異なりますので、コンビニ交付に対応しているかどうかや必要な手続き等については、本籍地の市町村へお問い合わせください。

Q19 戸籍の届出をしましたが、その届出が反映された戸籍証明書をすぐにコンビニ交付で取得できますか？

A19 すぐに取得することはできません。届出後の処理が完了するまでは、窓口・郵送でも戸籍証明書は取得できません。処理が完了するまで通常数日を要しますので、詳しくは町民生活課へお問い合わせください。

Q20 戸籍の利用登録申請をして利用していたのですが、証明書が取得できなくなりました。なぜですか？

A20 有効期間満了等により、利用者証明用電子証明書の更新をされた場合は、戸籍証明書交付の利用登録の再申請が必要となります。

#### 3. その他

Q21 コンビニ交付で証明書を誤って取得してしまった場合、返金や差替えはできますか？

A21 誤って取得した場合でも、コンビニ交付で取得した証明書の返金や差替えはできませんので、ご注意ください。

Q22 コンビニ交付を利用するにあたり、プライバシーの配慮はされていますか？

A22 巨理町とコンビニの多機能端末機（キオスク端末）は暗号化した専用回線で通信し、証明書の発行後はデータが消去されます。端末の操作、手数料の支払い、証明書の受領はコンビニの店員を介さず全てご自身で行うため、他人の目に触れることもありません。また、証明書やマイナンバー（個人番号）カードの取り忘れを防止するため、音声と警告表示で注意を促します。

Q23 コンビニ交付で取得した証明書には、改ざん防止対策はとられていますか？

A23 コンビニ交付で交付する証明書は、窓口で使用する偽造防止用紙ではなく、A4サイズの普通紙を使用し、印刷時に改ざん防止策が施されています。コピーすると「複写」という「牽制文字」が浮かび上がるほか、裏面には「偽造防止検出画像」や「スクランブル画像」が印刷され、この「スクランブル画像」を使ってインターネット上の「問い合わせサイト」で証明書が改ざんされていないか確認することもできます。詳しくは「J-LIS」のホームページをご覧ください。

Q24 証明書が複数になった場合は、どのように印刷されますか？

A24 世帯全員が記載された住民票の写しなど、証明書が複数ページになる場合、窓口ではホッチキス留めをしてお渡ししていますが、コンビニ交付ではホッチキス留めはできません。証明書の右上にページ番号を表示し、下部には電子契印という固有の番号が入ります。さらに認証文（例「…を証明します。」）や公印が最終ページに入りますので、これによりひとつの証明書であることが判断できます。

Q25 マイナンバー（個人番号）カードの有効期限内はコンビニ交付の利用が出来ますか？

A25 マイナンバー（個人番号）カードの有効期限は、交付の日から10回目の誕生日まで（20歳未満の方は5回目まで）ですが、コンビニ交付に必要な利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）の有効期限は5回目の誕生日までです。利用者証明用電子証明書の有効期限が満了となった場合、再度登録することでコンビニ交付の利用は可能です。

Q26 マイナンバー（個人番号）カードを紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A26 マイナンバー（個人番号）カードの紛失や盗難にあった場合は、悪用防止のため下記へ連絡の上、電子証明書等機能の一時停止を行ってください。また、最寄りの警察署へ遺失届を提出していただき、町民生活課窓口で再交付申請等を行ってください。

※ マイナンバーカードコールセンター（24時間365日体制で対応）  
0120-95-0178

Q27 コンビニ交付はマイナンバー（個人番号）カードや証明書を置き忘れるリスクが高いのでは？

A27 コンビニ交付は、マイナンバー（個人番号）カードを多機能端末機（キオスク端末）の所定の位置にカードを置き、暗証番号を入力した後にカードを取り外さないと、証明発行の画面に移動しない仕組みとなっています。また、マイナンバー（個人番号）カードおよび証明書の取り忘れを防止するために多機能端末機（キオスク端末）の画面や音声、アラームでお知らせする機能も搭載されています。

問い合わせ先 : 町民生活課 町民班 0223-34-1113